

岩手県告示第960号

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等（平成16年岩手県告示第134号）の一部を次のように改正し、平成22年1月1日から施行する。

平成21年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前					改正後				
別表					別表				
区 分	主たる営業所の所在地	送付先又は提出先			区 分	主たる営業所の所在地	送付先又は提出先		
		送付 先等	郵便 番号	所在 地			送付 先等	郵便 番号	所在 地
岩手県	[略]				岩手県	[略]			
知事許 可業者	宮古市 下閉伊郡のう ち山田町及び川井村	[略]			知事許 可業者	宮古市 下閉伊郡のう ち山田町	[略]		
	[略]					[略]			
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									